

## 職員の給与等の支給の基準の変更について

職員の給与等の支給の基準を下記のとおり変更する。

### 記

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。